

## 令和5年度 第3回

### 西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会 会議録（要約）

日 時：令和5年11月29日（水）15時00分～17時00分

場 所：西宮市役所第二庁舎4階 B402・403会議室

出席者：【委員】関嘉寛（会長）、相川康子（副会長）、西明直子、清水明彦、白石裕之、  
永木嗣也、水城真紀子

【事務局】市民局 局長 堂村武史、コミュニティ推進部 部長 中塚和雄、  
市民協働推進課 課長 中尾篤也、同係長 武光真一、同主査 石田真莉子、  
同主査 黒木千聖

#### 1. 開会

- ・堂村市民局長挨拶。
- ・委員自己紹介。
- ・中尾市民協働推進課長より、当委員会の概要について説明。

#### 2. 審議事項

##### 議題1 会長及び副会長の選任について

西宮市附属機関条例第3条第1項に基づき、委員の互選により、会長に関嘉寛委員、副会長に相川康子委員を選任した。

- ・傍聴に関する取扱いについて  
→傍聴希望者なし。

##### 議題2 西宮市参画と協働の推進に関する条例の改正点について

###### ○関会長

- ・議題2の論点に入る前に、西宮市における参画と協働の取組状況についての説明を事務局よりお願いしたい。

###### ○事務局

- ◆中尾市民協働推進課長より、「西宮市参画と協働のまちづくり取組状況報告書」に沿って、西宮市における参画と協働の取組の現状を説明。

###### ○関会長

- ・市の参画と協働の取組状況について、質問や意見があればお伺いしたい。

###### ○相川副会長

- ・「市の機関による協働の実施状況」の形態は、これまでずっと委託・補助・共催・実行委員会・その

他の5分類か。他市では指定管理の枠組みを使って協働事業のようなことを実施している事例もある。西宮市では、ソフト面の取組に対して補助金を出すことが協働ととらえられているようだが、今後、ハード管理や大きな事業を分断するような内容も出てくると思われる。協働の形態の分類について、条例以外のどこかに規定されているものなのか、今後変更の可能性はあるものなのか教えてほしい。

○事務局

- ・ 庁内に取組状況を照会しているが、各局によって協働の取組の概念に若干ばらつきがある中で、あまり明確に切り分けができてない部分もある。
- ・ 指定管理は委託に含めて回答されている。

○相川副会長

- ・ 各事業の金額は把握しているか。
- ・ 協働施策がない部局はあるか。

○事務局

- ・ 個々の金額は把握していない。
- ・ 協働の取組については該当がない部局もある。

○相川副会長

- ・ 今の協働のイメージでは、やりやすい部局とそうでない部局があるのは理解できる。これからは、協働のイメージを広げていくことも大事だと思う。

○水城委員

- ・ 団体別内訳と形態別内訳の「その他」の件数が多いが、主にどのような団体が含まれるのか気になった。

○事務局

- ・ 後でわかれば報告する。

○永木委員

- ・ 協働事業に市が予算を出していると思うが、どのような枠組みで実施しているのか。

○事務局

- ・ 委託や補助は、市で予算化したお金を団体に交付している。共催は、団体と共同で取り組むもので、予算が伴わない場合が多い。実行委員会は、事業実施のために立ち上げた組織で取り組むもので、予算化することがある。

○関会長

- ・ これから条文について議論する中でも、質問があれば随時いただきたい。
- ・ 次に、提言書へ議論を移したい。前期の委員が一条ずつ検討した結果、条文改正の必要性があるも

のと、条文自体の変更は必要ないが、時代が変化する中で、より積極的に活用できるよう運用を見直す必要があるものにと大きく分けて答申を行った。条文改正の必要性がある第2条、第4条、第16条、第17条の4つの条文について、一条ごとに皆様からご意見をいただきたい。

《第2条（定義）》

○関会長

- ・第2条について事務局より説明をお願いしたい。

○事務局

- ◆中尾市民協働推進課長より説明。

○関会長

- ・条例が制定された当時は、市民等と市という二者関係だけを考えていたが、色々な活動をする人が増えてきた現状がある。条文でそこまで言及するかも含めてご意見をいただければと思う。

○西明委員

- ・一長一短あり、記載がある方がやりやすいという気持ちもあるが、記載することで縛られるのもどうかと思う。今は同じ土壌ではない気がするので、まずは市民や地域に浸透するといい。

○関会長

- ・一方的になりかねないという危惧もあるというご意見だった。

○清水委員

- ・市民同士の協働は非常に重要な要素だが、この条例における協働を定義する条文の中に無理に入れてしまうと混乱するように感じる。一方で、市民同士の協働がいかに重要であるかという認識をきちんと置いておくべきだという論議があったと記憶している。
- ・「まちづくりを推進するために」という文言があり、そのためには市民同士の協働が不可欠であるが、その要素を入れると条文としてはややこしくなる。おそらく、「まちづくりを推進するために」という文言が定義の条文に入っていることが混乱を招いている。参画と協働の「西宮スタイル」や相互協働のようなことを考えるのであれば、市民同士の協働の構築的な重要性や、それを行政がきちんとカバーするというを、例えば前文のような部分に反映させるなど、別途表現すればいいのではないかという話だった。

○関会長

- ・参画協働条例には前文はないか。

○事務局

- ・前文はない。第1条の目的から始まる。

○関会長

- ・以前の議論では、市としての関わり方のポリシーや姿を示すような文言があるといいのではないか

という話があった。ただ、そこまでとなると大きな改正になるため、テクニカルかもしれないが、この条文を少し手直ししていく方がいいのではないかという議論も一方ではあったというご意見だった。

○相川副会長

- ・協働について他に定義した条例はあるか。或いは、総合計画の中での協働の定義はどのようになっているか。自治基本条例がない西宮では、参画協働条例の優先順位が高いので、ここでの定義がすべての協働を定義することになるのか、そのあたりの整合性を教えてほしい。

○事務局

- ・参画協働条例は、市のあらゆる施策に対して協働を定義づける最も上位の考え方になる。

○相川副会長

- ・他の自治体の自治基本条例に近い。

○事務局

- ・他の施策においても協働という言葉は使われているが、改めて定義付けはされていないと思われる。参画協働条例の規定は、あくまで市のあらゆる施策をこれから進めるにあたっての基本的な考え方を定義付けるようなものにとらえていただきたい。市が市民を巻き込んで考える際に、市と市民という関係だけが協働ということになりかねないということも意見として含まれていたと思う。
- ・最近、他の自治体においても市民による自主的かつ自発的な活動の支援促進が掲げられている。行政がアプローチするのではなく、市民の皆様がそれぞれ自主性を持って取り組むことによって持続可能なまちづくりが進むという方向で考え方を改めていく流れがある。本市には参画協働条例があるため自治基本条例を作る動きは特にないが、まちづくりを進めるうえで、市が地域や市民にあらゆることをするのではなく、行政としてすべきことの一つとして、市民同士がしっかりと協働するという事も頭に入れ、それに対する仕組みづくりや施策を考えることもこれからの時代は必要だということにつながる。平成 19 年に参画協働条例の制定に向けた中間報告書が提出されたが、その中では市民同士の協働も盛り込むことが検討されていた。条例制定時にそのような議論があったという事実があることと、今回の提言書においても「自主的・自立的に活動できる市民や団体の裾野を広げていくこと、市民が市民活動を支える社会環境が醸成されること、市がそのための環境や基盤を整備することが、人口減少社会に対応した持続可能な魅力あるまちづくりにつながると考えられることから、今後は従来の『市民と市との協働』に加えて、『市民同士の協働』や『市民による自主的な活動の推進』の観点からの施策の展開・整理が必要と考えられます」とされていることから、これらのことも流れとしてふまえたうえで議論いただければと思う。

○関会長

- ・事務局から説明があったように、市民と市の二者関係だけを協働ととらえないでほしいということ、条例制定前から市民同士の協働という理念があったことをふまえて今回の検証結果が出ているということは今一度確認したうえで、ご意見をお伺いしたい。

○白石委員

- ・条文に市民同士の協働を入れる必要性はあまり感じない。
- ・「まちづくりを推進するために」と振りかぶると、市民同士の協働も当然必要になってくるので、「まちづくりを推進する一助として」というような、ややぼやけた表現でもいいのではないか。枠を広げてしまうと、他の条文にも手を入れる必要が出てくると思うので、「市民同士の協働」という文言は、西宮市が発信する条文の中にはむしろ入れない方がいいのではないかと思う。

○関会長

- ・どちらかという、条文は今のままの方がいいというようなご意見だった。

○永木委員

- ・市民同士の協働を条文に入れると、第 16 条のコミュニティの活動の部分でも考え方を新たにしなければいけないところが出てくるので難しい。市として応援したいという気持ちは根底にあると思うので、その思いを盛り込めるといい。協働の定義として記載するいい文言が今のところ思いつかない。条文はこのままでいいと思う。市として手助けをしたいということであれば、コミュニティ活動の推進の部分で、プラットフォームを手助けする等の方法があると思う。

○水城委員

- ・市民同士の協働については、ぜひ明文化して市として応援していただきたいので、条文に入れた方がいいと考えていたが、他の委員の意見を聞く中で、どのように明文化していくかが難しいと感じている。
- ・市民同士の協働をさらに推進するよう市も応援するという内容がどこかで伝わると思う。

○相川副会長

- ・市民同士の協働が入っていない条例を初めて見たので驚いた。他市では大抵入っていると思う。
- ・「市民等」には、事業所や在学・在勤者も含まれている。地縁団体と NPO、事業所等がどのように協働していくかは、市民同士の大きな課題でもある。単体よりも幾つかの主体が組んで実施した方が助成金を上乗せするようなインセンティブをつける自治体も多い。
- ・第 2 条第 5 項の「共に行動」という文言について、全く同じことを一緒にするようなイメージであり、協働の一般的な定義ではないように思われる。協働は一緒になることではなく、違いを生かしながら、補完というよりむしろ新しい価値を生み出すというような文言が使われることが多い。「連携しながら」のような表現でいいのではないか。

○関会長

- ・この条文についても、市が主体という印象が強い。全般的にそのようなところが課題ではないかというのが今回の検証結果の根拠だった。決して、市が自分たちの都合のいいように市民同士をなんとかしたいという意味合いでこの定義があるわけではない。また、協働というどうしても直接的な関係をイメージしがちだが、それだけではなく、環境や基盤というような間接的な部分にも協働という考え方が及ぶのではないか。基本的には、市が直接的に行ったことが問題になるかもしれないが、例えば、場づくりなど間接的なことも多様にとらえることができる条例になってもいいのではないかというところは、前回話ができていたと思う。まずは、市が直接何かをするというニュア

ンスではなく、間接的な環境づくりのようなことにも市は配慮しなければいけないというところを汲み取ったうえで、委員の皆さんの意見を反映させて、条文の原案を作っていただきたい。

- ・いわゆる「共同」と「協働」の意味の違いについて議論することがある。この「協働」という言葉を使う意味合いを明確に、「相互に補完しながら共に行動する」という文言についても、他の事例も見ながら一緒に検討し、原案を作成できればと思う。

#### ○事務局

- ・今の行政の立ち位置が、参画協働がなかなか進まない一つのボトルネックになっているのではないかと考えている。職員一人一人の意識が下がっていたり、施策を市民や地域向けに展開するにあたっての視野が狭くなったりしているのではないか。もし、市とビジョンを共にすることだけを協働と定義してしまうと、地域同士の関わりや助け合いは協働ではないので、市は関知しない、支えないということになりかねない。
- ・第5条に市の役割が規定されており、この条文は改正の必要はないという結論だが、市民の参画と協働の機会を確保するために市として行うことが書かれている。ここで協働の定義を「市と市民の取組」ととらえてしまうと、その協働の機会を確保することは、単に市が市民に門戸を開くということだけになりかねない。私も様々な地域活動等に関わる中で、色々な団体が一生懸命に課題に向き合おうと活動しており、人手・予算・活動場所などの問題に対して、もっと行政もしっかりと目を向けていかなければいけないことは実感している。その意味でも、協働を狭くとらえすぎると、後々行政の首を絞めてしまうのではないかという懸念もあった。ご意見いただいたこともふまえて、条文案を考えていきたい。

#### ○相川副会長

- ・「市民同士のやりとりまで把握する」との記載があるが、このようなことをする必要は全くない。当然、市民は地縁団体やNPO、事業者等様々な人たちと活動する。把握するとすれば、多様な人たちが実行委員会を組んで実施することを推奨し、助成金を出すという形で十分なので、全て把握しなければいけない、条文を変えなければいけないということではないと思う。

#### ○関会長

- ・「市民同士のやりとりまで把握する」という話は、第17条に関連して出た意見であり、最終的に取組状況を公表するために把握しなければいけないという議論の流れだったと思う。

#### ○相川副会長

- ・公費を投じていないことまで把握する必要はない。

#### ○事務局

- ・第17条の部分でも説明するが、取組予定や状況の公表に関しては、当時は市役所が持っている情報は意外とブラックボックスになっているということに対して、参画協働を進めるためには必要な情報を出しましょうという話だった。何のために取りまとめて、何のために公表するのかというところをきちんとふまえて進めるという趣旨から、あらゆる市民同士の協働を把握することがさらなる参画協働につながるかと考えると、そこまで求めるものではないという議論だった。

○事務局

・進め方に違和感があるかもしれないが、条例改正にあたっては、現行の参画協働条例のもとでは様々な市民活動や参画協働にかかる取組が一定形骸化されているなど、10年前の機運が高まっていた頃に比べると少し下がっていることをふまえたうえで、この条例を起爆剤にしようとはまでは思っていないが、条例を改正することにより、今の時代に即した、地域の皆様と行政、そしてコミュニティ活動の活性化につながればという思いがあった。市民同士の協働についても、行政の考えが及ばないような知見も勉強させていただき、どんどん吸収し、一緒につながっていこうということを具現化できないかという思いが根底にあり、どのように表現しようかという検討がスタートの段階であった。ただ、議論の場の中で、条例を変えることで目指すのではなく、条例の中にきちんと含まれている意味として、取組の部分で進めていくことができるというご意見も多々いただいたので、いたずらにこの条例を参画と協働とは異なる目的に向かっていくようなものにはいけないという思いもある。

○関会長

・先ほど、市民からは市がブラックボックスに見えるという発言があったが、反対に市から見ると市民がブラックボックスになっている状態が、参画と協働がなかなか進まない状況の根底にあると思う。今回の条例改正を通じて、市の皆さんにも読んでもらう中で、そのような部分を変えるきっかけにならないかと考えている。今、市民が独自に活動しているのは一番いいことだとは思いますが、そこにも関心を向けましょうというメッセージになればという思いもあるのではないかと。  
・最も重要なところなので、皆さんのご意見を考慮しながら、条文の原案を事務局と考えていきたいと思う。

《第4条（市民等の役割）》

○関会長

・第4条について事務局より説明をお願いしたい。

○事務局

◆中尾市民協働推進課長より説明。

○関会長

・市民等の動機づけやモチベーションとして、或いはどのような指向性を持ってということ、市のことを考えなくてはいけないのかを検討する必要があるという結果が出ている。

○事務局

・近年、個人主義や地域・社会につながらない人が増えている中で、地域活動に無関心、地域の課題に対して他人事という人もたくさんいる状況もふまえて、市民一人ひとりがまちづくりの主役であることやシチズンシップをしっかりと自覚していただくような方向で、この条文については見直しができるかと考えている。

○関会長

・明確な領域に対してという意識ではなくという意味合いに変える方向かと思う。

○水城委員

- ・「市全体の利益を考慮し」という文言は入ってきづらいので、言葉が難しいが、「みんながみんなのために」や「公共」のような表現が使われるといいと思う。

○永木委員

- ・同じような意見になるが、「市全体の利益」と言われると入ってきにくく、条文に載せるのはどうかと思う。

○相川副会長

- ・参画と協働は手段なので、第4条第1項の中に何を指しているかを入れた方がわかりやすい。「参画と協働の」と「まちづくり」の間に、「住みやすい」や「安全安心な」、「持続可能な」のような文言を入れることが多い。
- ・「市全体の利益」の部分は、先ほどから他の委員の意見にもあるように、「公共の利益」の方がまだいいかと思う。ただ、それでもやはり多数決で押し切ってしまうようなイメージがあるので、例えば、「人権と多様性に配慮しつつ、公共の利益」というように、マイノリティに対する配慮の言葉を加えた方がいいのではないか。

○西明委員

- ・文言はこのままでもいいと思う。この委員会でも立派な意見がたくさん出るが、実際にそれを受けて各団体や地域の人に伝えるときに、なかなかシチズンシップや参画と協働というようなものは理解してもらえないことが多い。地域の現場では、自治会も崩壊しそうな状況の中で、参画と協働と言っても「誰がするのか」という意見が出るのが現状なので、絵に描いた餅の話をされてもどうすればいいのかと思うときがある。できるだけ win-win で、市も市民も寄りかからない状態で、お互いに同じ方向を向いて行動できる具体的なものを提案できるように、物申すのではなく意見を出しあって、共に歩いていくようにしたいと思う。

○関会長

- ・現場で大変な思いをされている状況で、いきなり公共の利益という話をされても困るということだと思う。

○西明委員

- ・話は理解できるが、実際、自治会も次の担い手がいないというような現場の中で、イニシアティブを取るのが非常に厳しい状況。

○関会長

- ・そのような現状についても、反映するまでは難しいかもしれないが、一言でも伝えられるいい言葉がつくといいと思う。

○清水委員

- ・市民の役割として、「市全体の利益を考慮して、自らの意思と行動に責任を持つように」と言われると元気が出ない。市民同士の関係も条文に入れていくべきであろうし、いわゆる市民の役割という



のは、市とも相互にエンパワメントしていくということがまずもって大事なので、大きく転換していく必要があるのではないか。

○関会長

- ・第2条の協働の意味合いから考えると、ここでのイメージは市民と行政の役割感のようなところ。市民同士の役割という少し言い方はきつくなるが、関係性のようなところをほのめかせるというのではないか。

○事務局

- ・第2項は予防線をはる意識が働いた条文だと考えられる。市に物申す機会があると、それを利用して自分の利益だけを主張する人がいる可能性があるのも、それを防げるよう、参画協働を進めるためにはしっかりと全体の視点を持ってくださいという意味で規定したのではないだろうか。もちろん、その部分だけを強調してしまうと、誰も参画協働したくなくなってしまう。

○清水委員

- ・なぜ、そのようなことを言われたいといけないのかという気持ちになる。

○事務局

- ・そのようなつもりは全くないので、前向きな視点と、自己利益だけの主張を抑える形の条文になればいいのではないか。

○白石委員

- ・ごく当たり前のことが記載されているだけだと思う。「市全体の利益を考慮し」という文言がなく、「参画と協働に当たっては、自らの意見と行動に責任を持つよう」だけでも十分に意味が通じる。自己利益だけを主張する人が出てくる可能性があるなら文言を加えてもいいと思うが、場合によっては市全体よりも広い地域の利益を考慮する人もいるかもしれないので、やや範囲を広げた言い方がいいと思う。

○関会長

- ・第4条については皆さんの意見が一致した。どのような言葉を使うかが難しいところ。例えば環境問題の場合、市の利益だけを考えると、自分たちさえよければいいというように聞こえてしまう。そのような意味合いではないので、限定された市域というよりは、お互いのことを配慮・考慮したという意味合いでとらえるといいというご意見だった。

《第16条（コミュニティ活動の推進）》

○関会長

- ・第16条について事務局より説明をお願いしたい。

○事務局

- ◆中尾市民協働推進課長より説明。

○関会長

- ・「快適な暮らしの実現のため」という文言について、何のためかというところを検討する必要がある。
- ・「コミュニティ活動」自体の定義がないため、自治会と考える人もいれば、それぞれが考える地域に根差した活動と考える人もいる。また、全く地域にとらわれないような活動もできるような組織も含めるのであれば、呼び方を変えたり、文言を加えたりすることも必要かもしれない。

○西明委員

- ・表現が難しいが、「快適な暮らしの実現のために」という文言は、地域全体を指す言葉に変えた方がいい。
- ・「地域が抱える課題の解決のために適切な支援に努める」という部分が最も大事だと思う。昔と違い、今は「コミュニティ活動」というと、ある程度地域に根差した活動を指すのではないか。

○関会長

- ・「コミュニティ活動」の部分はそのままでも、「快適な暮らし」という文言に関しては、やはり別の言葉を考えた方がいいというご意見だった。

○清水委員

- ・「16条課題」ということでずっとこだわり続けているが、「快適な暮らし」や「地域が抱える課題を共有し、解決に向けて互いに協力するよう努める」という文言は古臭い。地域福祉展開から見ると、15年の間に随分と状況が変わってきているので、その部分は反映すべきだと思う。
- ・例えば、「市民一人一人の存在の尊重に基づいて、持続可能な共生社会の実現を目指す」など、もっと開発的な意味でのコミュニティ活動の推進を目指すような新しい言葉遣いが必要ではないか。

○関会長

- ・第16条については全面的に見直した方がいいということか。

○清水委員

- ・第2項の文言は全く問題ないと思う。せめて、第1項の「快適な暮らしの実現」という部分だけでも見直してほしい。

○白石委員

- ・目的を書くのであれば、「安心安全」や「多様性を尊重」など、まさに現代の市民社会が理想とするような言葉を選んだ方がいいと思う。
- ・第2項について、この通りだとは思いますが、確かに文章としてはやや古臭いイメージがある。言わんとしている本質は間違っていないので、技術的なことではないか。

○関会長

- ・第2条の定義の書き換えがうまくいけば、支援ではなく協働という言葉を使ってもいいと思う。

○永木委員

- ・市民同士の協働の意味合いもあるとのことだが、コミュニティという言葉でくくられており、この

条文では伝わっていないように感じる。「コミュニティ」と聞いてすぐに思いつくのは自治会だったので、市民同士の協働という意味合いも含めるのであれば、その思いは記載した方がいいと思う。古めかしいことばかり書かれているのであれば、大きく変えていった方がいいのではないかな。

○水城委員

- ・「快適な暮らし」と聞くと、各家庭の中での快適な暮らしのようなイメージがあり、地域全体のという趣旨とは異なる。目的の部分に「地域の」というような広い視点を入れた方がいいと思う。
- ・第2項の「支援」という言葉は、少し離れた場所から助けるようなイメージがある。課題解決のために共に行動するような姿勢が見えるといいと思う。

○相川副会長

- ・「快適な暮らし」という文言は、「共生社会」や「持続可能」に直した方がいい。
- ・今までのコミュニティ活動は、住民が活動する自治会のイメージだったが、おそらくこれからは、住民に加えて中間人口や大学、事業者等の協力がなければ発展性は見込めず、ジリ貧と思われる。そのような意味で、全て「市民等」とうたっているが、住民以外の知恵を借りたい場面については他の言い方があるような気がする。自分の責任だけではなく、専門家や様々な機関の知恵を借りるというようなニュアンスが含まれるといいと思う。

○関会長

- ・確かに、「自分が住んでいるところのことは自分で頑張りましょう」という意味にとらえられかねない。

○相川副会長

- ・定義としては市民等に全て含まれているが、住民以外を強調した方がいいと思う。住民同士にとらえられかねないので、発想の転換が必要。

○関会長

- ・今のご意見を反映させた形で改正できればと思う。

《第17条（市長が講ずべき措置）》

○関会長

- ・第17条について事務局より説明をお願いしたい。

○事務局

- ◆中尾市民協働推進課長より説明。

○関会長

- ・情報を公開さえすればいいという風に見えるが、そうではなく、何のために説明責任を果たすのかということをしつかりと書き込む方向で改正を検討してはどうかという議論だった。

○西明委員

- ・第1項と第2項に同じようなことが書かれている。第1項に取りまとめ及び公表について、第2項にすべきことを規定するなどの工夫があればいいのではないか。

○関会長

- ・より実効的な内容にした方がいいというご意見だった。
- ・そもそも、市民が参画或いは協働したいときに何ができるのか、どうすればいいのかがわかるような情報がほしいということで規定されている。

○相川副会長

- ・第17条と第5条とのバランスが悪いと感じた。
- ・取組状況の取りまとめが形骸化していないか。毎年度、数字だけをまとめるより、いくつかのプロジェクトを重点的に市民と一緒に検証するなど、他のいい方法がありそう。ただし、これは運用面の話であり、条文としては第5条と第17条、また、先ほど検討した第16条第2項は大事なポイントだった。すべきことと姿勢とを整理し、バランスよく配置した方がいいのではないか。

○事務局

- ・ここでは本来、市長としてあらゆる参画協働がより一層進むよう必要な措置を講ずるためということを示すべき。当たり前のことだが、行政に対するメッセージとしても、参画協議を進めるための大事な取組だということはどこかに明記できるよう検討する。

3. 事務連絡

○事務局

- ・本日の審議をふまえて、追加のご意見等があれば、随時事務局へご連絡いただきたい。
- ・次回の委員会は令和6年5月頃に開催予定。本日もいただいたご意見をふまえ、改正案を提示する。

4. 閉会

以 上